

令和3年度 第4回文京区男女平等参画推進会議 要点記録

日時 令和3年10月15日（金）午後5時01分から午後7時34分まで

場所 Zoomによるオンライン開催

<会議次第>

1 開会

2 会長挨拶

3 審議

- ・文京区男女平等参画推進計画の令和2年度推進状況評価について
- ・文京区男女平等参画推進計画の改定について
- ・その他

4 閉会

<文京区男女平等参画推進会議委員（名簿順）>

出席者

内海崎 貴子 会長、斎藤 文栄 副会長、森 義仁 委員、藤井 麻莉 委員、
千代 和子 委員、戸野塚 一枝 委員、伊東 弘子 委員、大城 隆嗣 委員、
黒田 真紀 委員、湯田平 眞二 委員、小野 博史 委員、牛嶋 大 委員、原 ミナ汰 委員

欠席者

城戸口 隆俊 委員、鈴木 洋子 委員

<事務局>

出席者

総務部長 吉岡利行、総務部ダイバーシティ推進担当課長 増田密佳子

欠席者

なし

<傍聴者>

2人

内海崎会長：それでは、お時間になりましたので、第4回の文京区男女平等参画推進会議を始めたいと思います。今回もオンラインによる開催とさせていただきます。

冒頭、事務局から、この会議の注意事項を簡単にご説明いただきます。よろしくお願いいたします。

増田課長：皆様、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、今回もオンラインの会議でございますので、ご注意いただきたい点を簡単にご説明をさせていただきます。

まず、画面共有をさせていただきました。発言をされる場合は、お名前を声に出していただきまして、会長からご指名をされてご発言をお願いします。声による発言がないと会議録に残すことができませんので、チャットでのご発信はご遠慮いただきたく存じます。

また、資料の画面共有ですが、事務局にて行いますので、発言の途中でも、必要に応じて事務局が資料の共有を行います。ご了承ください。

以上でございます。

内海崎会長：ありがとうございます。

次に、本日の配付資料について、ご説明をお願いします。

増田課長：会長、すみません。ちょっと配付資料の説明の前に、委員の異動がございましたので、ご報告をさせていただければと思います。

内海崎会長：お願いします。

増田課長：こちら、文京区労働組合協議会から、団体推薦委員として長らくご参加をいただいております岩永委員から、この度伊東委員へのご変更がございました。また、公募区民の中野委員でございますが、ほかの自治体へのご転居ということで、今般、辞任届が提出をされたところでございます。岩永委員、中野委員には、今までのご協力に深く感謝を申し上げるところでございます。

それでは、新しく委員になられました伊東委員、いきなりで恐縮ですが、簡単に自己紹介をお願いできたらと思います。よろしくお願いいたします。

伊東委員：ありがとうございます。

皆さん初めまして、伊東弘子と申します。文京区の出版社で43年間勤めまして、その間、出版労連の女性会議などで、ジェンダー問題を中心に労働問題に関わってまいりました。そ

して、65歳になりまして、こちらの文京区労協にお世話になり、女性の視点で労働問題に取り組んでほしいということで、今やっております。この会議に出席できることを大変うれしく光栄に思っております。どうぞよろしくご指導お願いします。

内海崎会長：よろしくをお願いします。

増田課長：続きまして、本日の委員の出席状況でございます。城戸口委員につきましては、事前にご欠席のご連絡をいただいているところです。また、大城委員と森委員におかれましては、途中からのご出席をいただくということでご連絡をいただいているところです。

報告は、以上になります。

内海崎会長：ありがとうございます。

それでは、配付資料ですね、ご説明をお願いします。

増田課長：それでは、事前にお送りをしております本日の会議資料の確認をさせていただきます。

まず一つ目、本日の次第でございます。続きまして、資料第1号、文京区男女平等参画推進計画の令和2年度推進状況評価についてになります。

続きましては資料第2号、文京区男女平等参画推進計画（中間のまとめ）についてになります。こちらは、中間のまとめの案となります。送付いたしましたものにつきましては、ちょっと案が漏れておったところで、大変申し訳ございません。

次に、参考1として、こちらの計画の体系案の変更。参考2といたしまして、こちらの体系図の大・中・小項目の名称変更一覧でございます。そして、あとから追加でお送りをしました参考3といたしまして、計画におけます大項目説明文の修文についてになります。そのほからしを1枚入れさせていただいております。こちらは、人権啓発のオンラインイベントになります。インターネットにより誹謗中傷を受けた経験^{ひぼう}を踏まえて、今般、スマイリーキクチ氏を講師に、インターネットとの上手な付き合い方についての講座を開催させていただきます。締切りは過ぎておりますけれども、定員に余裕があります。もしご希望の方がありましたら、事務局までメールでお寄せいただきたく存じます。

資料の説明は以上となりますが、足りないもの、ご不明なところございましたら、マイクをオンにしてお教えいただければと思います。いかがでしょうか。大丈夫ですね。

では、お送りした資料は、以上となります。

内海崎会長：ありがとうございました。

それでは、本日の審議事項について、前回の推進状況評価、それから、文京区男女平等参

画推進計画の改定と、大きな審議事項が二つございます。今回は、夜間開催となりまため、19時30分までの審議時間とさせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

それでは、審議事項（1）文京区男女平等参画推進計画の令和2年度推進状況評価について、事務局にて重点項目、事業番号80、118の2項目について一括して説明いただきまして、それぞれ個別にご意見を伺ってまいります。

では、事務局お願ひいたします。

増田課長：ただいま資料のほう共有をさせていただきます。

それでは、ご説明申し上げます。

まず4ページをご覧ください。既にご審議いただきました事業番号2から68までの九つの重点項目につきまして、令和2年度の推進会議の評価の欄には、いただいたご意見を基に文案を記載させていただいております。まず今回は、残りの事業番号80と118、この2件についてご審議をいただきます。その後、今ご確認をいただいております、こちらの文案についてご確認をいただくようになります。よろしくお願ひいたします。

それでは、ご審議いただきます重点項目につきまして、一括にてご説明申し上げます。

30ページをご覧ください。

重点項目80です。セクシュアル・ハラスメント、スクール・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等に関する意識啓発の推進でございます。昨年度、職員及び教職員に対し、SOGIハラについて周知啓発を進めるため、性自認および性的指向に関する対応指針を改定したところでございます。

31ページでございます。次年度に向けた課題といたしまして、引き続き職員に対して意識啓発に取り組む必要があるため、この対応指針も踏まえ、研修の実施や啓発誌による全庁啓発を充実させていただきたいと考えております。

こちらで、申し訳ありませんが、1点修正がございます。30ページです。令和2年度の職員課の事業で、職員向け啓発誌の発行の記載があります。中段の、パルトネールの発行の部分です。こちらは、令和2年度においては、パルトネールは発行しておりませんで、記載が残ったままとなっておりますので、今後削除させていただく形で訂正をいたします。

なお、こちらの啓発誌の発行でございますけれども、文京区における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画にも、このハラスメントに関する理解の共有を目的として位置付けておりますので、令和2年度は発行されなかったということで、今後は無くなるとい

うことではないので、その点ちょっとご理解いただきたく存じます。

続きまして、33ページでございます。

事業番号118「区職員に対する育児・介護休業制度の普及・啓発」では、実績として34ページでございます。文京区職員子育て支援プログラム～文京区特定事業主行動計画～がございます。目標の達成には至りませんでした。が、休暇取得率が向上いたしました。

評価理由ですが、ワーク・ライフ・バランスについて庁内を挙げて取り組み、男性の育児休業の取得率も増加しています。

次年度に向けた課題といたしましては、男性の育児休業取得については、所属長による積極的勧奨などにより取得者の増加が見られるというところがございますので、今後、出産支援関連の休暇取得率の目標達成に向けて、対象者に取得プランの作成を求めるなど、継続的に推進をしていくというものです。

説明は、以上でございます。

内海崎会長：ありがとうございます。

それでは、30ページ、事業番号80番「セクシュアル・ハラスメント、スクール・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等に関する意識啓発の推進」についてです。事前にいただいているご意見がありますので、事務局よりお願いいたします。

増田課長：ありがとうございます。

画面のほう、ちょっとまた共有をさせていただきます。委員のご意見のほうですね。

事前に藤井委員からご意見をいただいております。一番上から順に項目のところ、所管か評価概要の職員の啓発というところ。こちらに全職員に啓発を行ったとありますが、啓発誌の配付のことでしょうかというご意見いただいております。こちらは、パルトネールのことでもあるのですけれども、こちらの啓発を行ったとありますのは、私どもで性自認および性的指向に関する対応指針を発行したというところもでございます。その際に、研修としてSOGIハラ等について全職員に啓発を行ったというところで、こうした評価をさせていただいているところです。

続きまして、ハラスメントの研修は十分ですかというご意見をいただいているところがございますが、まずはこちらのご意見の中身のほうなのですけれども、今後、推進会議評価として、文案として入れさせていただければと考えているところがございます。

続いて、相談体制の整備や周知、関連事業についての取上げというところになります。こちらは、相談体制の整備と周知も、この項目として関連すると思うので、関連事業として挙

げてはいかがでしょうかというご意見をいただきました。ハラスメントの窓口を区と教育委員会それぞれで持っていますので、記載の仕方については、来年度以降、工夫をさせていただきますたいと思っております。

続いて、スクール・ハラスメントの児童・生徒、保護者向けの取組がありますかというご意見をいただいているところですが、中学校で人権教育プログラムの中にハラスメントの事業がございますので、事業として入れて対応しているところでございます。

また、いじめの取組については、道徳の教科書にも記載がございまして、学校によっては、授業ですとか生徒会でいじめの防止のキャンペーンなどを行っているところでございます。

それに関連して、こちらの相談窓口の実態や、広報はありますかというところなのですが、一旦ちょっと、画面共有をさせていただくのですが。相談の窓口につきましては、学期ごとに小学校と中学校の生徒一人ずつ向けに、悩みがあるときの電話相談、今こちらに出させていただいています、を先生が一言添えて配付させていただいているところでございます。また、区のホームページでも、こちらの教育に関わる相談以外にも、いろいろな相談窓口を一括して掲載させていただいておりますので、そうした形で周知させていただいているところでございます。

また戻ります。職員の啓発、スクール・ハラスメントの取組について、事業としてこの評価項目の中で取り扱わないのですかということでご意見をいただいているところです。いただきましたご意見につきましては、区教育委員会へ働きかけなどを今後させていただくような形を、私どもは考えておりますので、評価項目の中の表記につきましては、ちょっと今後の課題とさせていただければと思います。

続きまして、教育指導課の研修は、研修対象を明示したらいかがですかということにいただいておりますので、ちょっとそちらの表記についても工夫をさせていただければということで、今後対応していきたいと思っております。

事前にいただきましたご質問、ご意見については、以上になります。

内海崎会長：それでは、藤井委員、よろしいでしょうか。何か補足等がおありになれば、ご発言をお願いします。

藤井委員：まず、ご対応ありがとうございます。

学校の授業で、いじめの授業であるとかハラスメントのことをされているということだったのでけれども、多分ちょっと、授業自体の意見を言うべきなのが、今ここの会議の場なのか分からないのですが。子ども、子ども間のいじめ、あと子どもと先生間の、また先生同

士のものといろいろあると思うので、結構それに特化した授業というのはより増えていってもいいのかなと思っています。

やはり、中学生とかに、たまに事件として関わってみたりすると、結局、なかなか被害の状況に気付かない。今、これだけの情報社会だけれども、やはりそういうことというのは分からなかったりするので、研修、授業、そういったものが大事だと思うので、これからもより熱くやってほしいなと思っています。

以上です。

内海崎会長：ありがとうございます。

確かに授業の中身については難しいですけども、別な方法で、さっき事務局が紹介してくれたものにプラスして、何かもう少し男女平等参画の視点から、教育委員会にきちんとやっているかどうか、成果ですとか実態の調査も必要かもしれませんので、その辺り、少し働きかけを何らかの形でしていければなというふうに、藤井委員の意見を伺っていて思いました。

ほかに、この件に関しまして、委員の皆様、ご発言がおありになりますか。

原委員、どうぞ。

原委員：原です。本日は、ありがとうございます。

今の藤井委員のお話で、ちょっと思い出したのですけれども、つい最近、文部科学省が発表した、いじめの不登校、自殺、それからいじめの数値が発表されまして、小・中で不登校、自殺は過去最大ということで、小・中、そういう数字が出まして、いじめは減っているというのですね。このいじめが減っているのは、授業がいろいろ不規則に休みになったりとか、やはりコロナ禍の影響で報告件数が減っているというのはあるのですが、実は、相談現場では、友人の家での集団いじめとか、そういうような相談が来ています。ですから、授業がない、学校がないときの休日が増えた結果、そういった地域で同じようないじめが起きているという、そういうことが、今、相談現場にはちょっとずつ入ってきているのですね。ですから、あまり喜ばないよという話でございます。そうやって、やはり統計を見ていく目というのも、非常に多角的に見ていかないといけないということだと思いました。

以上でございます、感想ですが。

内海崎会長：ありがとうございます。

いじめの場が学校から家庭に移った、場所が変わっただけという、そういうこともあります。そうすると、今度はデータに入っていないということもありますね。教員が気付かない

ということもあると思います。ほかに何かご意見、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、次の33ページ、事業番号118「区職員に対する育児・介護休業制度の普及・啓発」について、こちらも事前にいただいているご意見がありますので、事務局よりお願いします。

増田課長：こちらも藤井委員のご意見で、事前にありがとうございます。また、画面共有をさせていただきます。

年休のところ、女性の取得が少ないということをお願いしております。男性の育児休業の割合が向上しているというところを評価していただき、ありがとうございます。女性のほうが減っているところのご意見です。実はこちらは、新型コロナウイルス感染症拡大に伴いまして、例えば、小さなお子さんがいると、保育園とか幼稚園が閉まってしまって、通常であれば有休消化をして休むというところがあったのですが、区といたしましては、出勤の抑制というところもございましたので、有休を使うのではなくて事故欠勤という、事故はアクシデントのほうの事故ですね、事故欠勤というところの措置、対応をさせていただきました。そちらで必要な方は、随時対応していただいているというところで、有休を取得せずに、きちんと適宜お休みというか、そうした備えをしていただいているということから、結果としまして、有休の取得が減っているということになります。取れる状況があるのに取れないという、そういうことではございませんので、ご説明をさせていただきます。

事前の質問は、以上となります。

内海崎会長：ありがとうございます。

それでは、藤井委員、補足等がおありになればお願いします。

藤井委員：説明ありがとうございます。事態は分かりました。ただ有休は、理由がなくても取ればいいのになと思いますよね。女性は大変ですよ、そういうことのために使っていて。

内海崎会長：ほかにこの件に関しまして、ほかの委員の皆様、ご意見がおありになればどうぞ。よろしいですか。それでは、ありがとうございます。

続いて、3ページの重点番号2から68までの令和2年度の推進会議評価の文案なのですが、ここに関連するご意見を事前にいただいているようですので、この点についても事務局からお願いいたします。

増田課長：すみません。実は、計画体系のほうでコメントを戸野塚委員よりお寄せいただいたのですが、内容的には、こちらのところに関わってくるかなというところで、今お伝えをさせていただければと思います。

こちら、資料番号の第1号、10ページの重点項目の13の地域活動団体への男女平等参画の働きかけに関連してくるところなのですけれども、すみません、ちょっと画面共有が追いついておりませんで、申し訳ございません。文京区町会連合会は、現状、女性の委員が非常に少ないというところで、事業番号13の中ほど、文京区町会連合会のところがあるのですが、6番辺りです。ちょっと今、スクロールが追いついていないので。女性が少ないという現状をいただいています、そうした町会における男女の比率については、時間をかけて町会の委員が意識を持つ必要がありますという、ご意見というよりもコメントをお寄せいただいたところです。ありがとうございます。

その町会についてなのですけれども、本日付けで私ども文京区のほうから、各町会・自治会へ男女構成の現状の調査、また、団体運営ですとか役員、委員の選出に際しましては、男女平等の参画の視点に立ちまして、ご配慮をお願いしたいという通知を発出させていただいたところですので、是非ご報告させていただきたいというところで、コメントとともに、今ご報告申し上げた次第です。

以上でございます。

内海崎会長：ありがとうございます。

戸野塚委員、いかがですか。何か補足がおありになりますか。

戸野塚委員：ありがとうございました。

確かに、アンケートを取るということになりましたので、結果を待ちたいと思います。お願いします。

内海崎会長：よろしくをお願いします。

それでは、事務局に事前に寄せていただいたご意見については、これでよろしいのですよね。ほかに何か修正や不明な点がおありになりましたら、委員の皆様、該当する事業番号をお伝えいただいてご発言をお願いします。これで最後になりますので、事前にお配りしてありますので、何かご意見がおありになりましたら、ご発言をお願いいたします。全体を見てということですね、よろしくをお願いします。かなり丁寧に、時間がない中でも、可能な限り丁寧に議論をしてまいりましたので、もしお気づきの点がおありでしたらば。

大城委員ですね。はい、どうぞ。

大城委員：先ほどの事業番号13に関して、各町会への男女比に対する要請を発出されたということだったのですが、この会議の中で、1回目だったか2回目だったか、町会長自体を男性と女性で一人ずつといったようなことをしていったらいいのではないかという議論があっ

たと思うのです。それに関して、区で検討された結果とかがあれば教えていただきたいなと思います。

内海崎会長：事務局、何かあればお願いします。

増田課長：いただきましたご意見であるその点につきましては、まだ区のほうで皆様のほうにお示しできる検討をしているという結果は、今出ていないところです。申し訳ございません。

内海崎会長：今後、検討するご予定はおありになりますか。

増田課長：私どもとしては、こちらの会議体でいただきましたご意見というところは、当然、所管部署のほうにはお伝えをさせて検討するよというよな形で対応をしておりますので、今後、その件については、状況等々ヒアリングしていきたいと思います。

内海崎会長：ありがとうございます。それでは、よろしくをお願いします。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、そのほか、もしお気づきの点、あるいはご不明な点がおありになりましたら、来週の月曜日、10月18日までに事務局へメールでご意見をお寄せいただければと思いますので、よろしくお願いたします。本日の意見を踏まえまして、推進会議評価の案について、事業番号80、118を含め、事務局にて修正、作成して、第5回男女平等参画推進会議において令和2年度推進状況報告書として確認をいただく予定でございます。その際は、よろしくお願い申し上げます。

それでは、審議事項の（2）文京区男女平等参画推進計画の改定について、事務局より、まずご説明をお願いします。

増田課長：それでは、まず中間のまとめに入る前に、画面を共有させていただきます。こちらは、前回の会議で、体系の案の修正につきましては、ご説明だけではなかなか確認しづらいと、そういったご意見をいただきましたので、会議終了後改めまして、体系の修正の前後を示したこちらと、あともう一つ、変更理由を示しました参考2として、変更理由を示したこちらをお送りさせていただいているところです。会議の中で、計画冊子本体のほうに見え消しで入れたらというご意見いただいていったところなのですが、冊子の中に見え消し入れてしまいますと、なかなか見づらい状況になりますので、このような形で別表でご用意をさせていただいた次第でございます。

大項目のIの変更理由といたしましては、前回、多様性を認め合うという文言について、誰がどの立場で認めるのかという違和感がありますよと。異なる意味合いに取られると。また、同じ共通認識で捉える必要があるのでは、変更理由につきましては、より今般、皆様に分

かりやすく書かせていただいたところでございます。

大項目 I 以外の部分につきましては、皆様、一定程度共通の認識をいただいたところですが、こちらの大項目 I につきましては、会議終了後に、ご意見あればということをお願いをした中で、大城委員からご意見をお寄せいただきました。ありがとうございます。こちらは、長い、いろいろとコメントいただいているところなのですが、若干中身ご紹介させていただきます。性自認ですとか、性的指向の多様性の視点を戻せば、多様性が尊重される方向へ社会は進んでいるでしょう。それぞれの区民がどのように理解をしているか、アンケートの結果によるものです。性自認という言葉にあるように、認め合うということは、自らを認めるということから始まるでしょう。そして、あるとき周りの一人一人がきっかけを得て、その多様性を実感とともに理解をすることで認め合うようになり、そして、認め合う関係は成立するのではないのでしょうかというご意見をいただいたところでございます。本当にご丁寧にお寄せいただきまして、ありがとうございました。

それで、大項目 I の変更につきましては、前回の会議でも申し上げましたとおり、誰がどの立場で認めるのか、承認されるものではなくて、承認されるというふうに感じてしまう方もいるのではないかと。また、認め合うという言葉は受取方に幅がございますので、あらゆる人の人権も、あらゆる人の多様性も、同じく尊重されるものであるということ。より丁寧に言葉を整理させていただいて、今回、「あらゆる人の人権とその多様性を尊重する意識の形成と取組の推進」として、区民の皆様にも同じ意味合いで、計画の大項目として捉えていただけるよう、このように変更させていただきたく、今般、この場で改めてご説明をさせていただいた次第でございます。

以上でございます。

内海崎会長：ありがとうございます。

それでは、まず大城委員、いかがでしょうか。ご意見は。

大城委員：いいのではないのでしょうか。一応コメントさせていただくと、学術的に認め合う状況というのは、何か研究されているのではないかなと正直思うのですが、いかがなのでしょう。どなたでもとなってしまうのですが。先生方。尊重するという表現になってしまうのですかね。尊重することを求めるということしか、正直できないのですかね。

内海崎会長：そうですね。斎藤副会長、認め合うというのは、英語で表記すると何でしょうね、この場合。

斎藤副会長：そうですね……。

内海崎会長：何を浮かびます。原委員がいらした。

原委員：r e c o g n i t i o nというか、認知ということが一番近いかなというふうに思いますけれども。結構、認知をするということまでが大きなハードルがあるのですよね。私は認めないという人が、やはり結構いるので。特に家族とか身近な人ですよね。今のいろいろな婚姻の自由の今、論争がたけなわですがね。人の何を認めて何を認めないかというのは、本当になかなか難しいですね。

内海崎会長：認知というところを中心に見られてしまいますね。認知をするというのは、認知をしない自由もあるわけで。そうすると、やはり尊重のほうが普遍性はあるかもしれません。

大城委員：ということですかね。

内海崎会長：解釈を。

大城委員：多様性が認められる社会に向かっていく中で、昔で多分言ってしまえば、マイノリティ的な方々が、自分たちがマイノリティなのだというふうに自覚していたところから、そうではないよと。そういう人は一杯いるのだよというのがあって、そういう方々がいっぱいいるのですよと社会に対して働きかけていただいた結果、そうやってたくさんいらっしゃるのだと、その方々にとっては普通のことなのだ、なるほどというふうに理解してきた。そういうプロセスがあるではないですか。それが尊重してくださいという一言で済まされてしまうのが、ちょっと何か違和感があったというところですかね。

内海崎会長：なるほどね。認知の段階がずっと螺旋形に進んでいった結果として、お互いに認め合うような社会、それを尊重しましょうということですよ、結果的にね。そこを表したのだけれども、やはり、それ難しいですね。

原委員：やはり、究極的には受容というか、a c c e p t a n c eというふうに、受容ということだと思うのですよね。そういった温かい気持ちがないと、みんな共存するのはなかなか難しいので。

内海崎会長：多分、e m p a t h yも含めて、a c c e p t a n c e、e m p a t h yと両方でしょうね、きっとね。そうすると、やはり大城委員、難しい。

大城委員：もう横文字ばかりになったので、会議録を楽しみにさせていただきたいと思います。

内海崎会長：結構これは、割と原委員もご専門だからお分かりでしょうけれども、英語の表記というのは、かなり微妙なところで、きちんと捉えていかないといけないというのがあって、同調と協調と違うみたいな、そういうこともあったりする。やはり、ちょっとそこを翻案して考えてみるというのを研究者はよくやるので、それで今、ふっと思い付いたので、原委員

に協力いただいておりますが、そこまで日本人はこだわるのでしょうか。分からないですね。

原委員、いかがですか。

原委員：尊重というのは、要するに、例えば邪魔をしないとか、妨害をしないとか、傷つけないとか、そういったレベルで悪いほうの働きかけをしないということも尊重にもつながるので、そこから始めて一步一步、認める、認め合うとか、理解し合うとか、それから、相互協力し合うとか、そういうほうに行くのかなというふうに思いますね。だから、本当に第一段階というか、初歩の初歩という感じだと思いますけれどもね。

大城委員：そうですね。貴重なお時間を割いていただいて、ありがとうございます。

以上です。

内海崎会長：ありがとうございました。大事な、本当に大項目のトップに来る言葉ですので、非常に重要だと思います。ありがとうございました。

それでは、大城委員からのご意見もございましたので、大項目につきましては、「あらゆる人の人権とその多様性を尊重する意識の形成と取組の推進」として進めてまいりますので、よろしくをお願いします。

それでは、続きまして、資料の第2号、文京区男女平等参画推進計画（中間まとめ）について、事務局より説明をお願いします。

増田課長：では、また資料を共有させていただきます。表紙より、2枚ほどおめくりをいただきまして、右下にございますページ番号1番に入っております。ここから12ページまでは、第1章、計画の考え方と第2章、計画の策定の背景といたしまして、計画策定の目的、経緯、経過、世の中の状況の掲載をさせていただいているところです。

第2章の7ページに飛びます。国の動きでは、こちらは、現行計画の平成29年度以降を掲載しているのですが、それ以前の平成28年度以前につきましては今、現行計画の文章を短く、ちょっとページがかなり文章が長いものですから、縮めるような形で修正をさせていただいているところで、今後掲載をさせていただく予定としております。

また、同様に10ページでございまして、都の動きにつきましても同様でして、さらに今、赤字で「令和4年度からの計画の改定についても明記」とあります。東京都のほうでも、今計画を策定していますので、その部分について追加をさせていただく予定でございます。

第1章から第2章につきましては、引き続き事務局で、こちらに掲載している法令ですとか内容の確認を精査させていただきまして、追記・修正をさせていただくところでございます。

す。事実になるところでございますので、こちらの会議体でご審議していただくところではないということで、こちらは随時精査を進めてまいりたいと思っております。

続きまして、第3章でございます。13から17ページまでになってまいります。こちらは、計画事業まで含めました体系図です。こちらの計画事業につきまして、右側になってくるのですけれども、前回までは「新規」ということで入れておりました。ここに番号を付けさせていただいて、トータル136の計画事業が出てきているところです。ただ、先にも申し上げておりますが、ただいま来年度の事業等々、予算を編成しているところでございますので、現在、136で確定をしているものではないということで、ご了解をいただきたいと思っております。

18から22ページまでになります。こちらは、成果指標になっております。こちらについても、前回ご審議はいただいております、数値の間違いですとか、ご意見をいただきました。

その中で、21ページの中ほど、現状と目標値に関して、「妊娠期に保健師と面接する妊婦の割合」ということで、もう達成しているのに目標値88は低いというところは、見せ方工夫するよというご意見をいただきました。隣の関連計画・調査の部分について、※の1と※2というような形で整理をさせていただいたところです。こちらの成果指標について、事前にご意見があればということでご案内申し上げていたところですが、会議の前にお寄せいただいているご意見はございません。

続きまして、第4章になってまいります。計画事業とその考え方、23ページからトータル91ページまでになってまいります。今回、各項目に説明文の中に、参照している区民調査の部分について、また、その他の調査結果の図を挿入させていただきました。

また、ご意見を踏まえまして、24ページの中段の「ジェンダーについて」、また、33、34ページですが、「LGBTとLGBTQとは?」、「SOGIとは?」を始めいたしました。注釈をこちらの本文の中に入れていただいているところです。現行計画と同様、冊子にさせていただいた際には、巻末に用語集も入れさせていただく予定としております。

また、前回のご意見を踏まえまして修正と追加につきましては、今、画面で黄色くマーカーを引いております。お送りしたのものについては、ちょっと網かけみたいになっているかと思っております。

続きまして、参考3、画面共有をさせていただきました。こちらは、修正をさせていただいたところで、ちょっと口頭で申し上げると、なかなか分かりづらくなりますので、こういった資料を追加でご用意をさせていただいたところでございます。

まず大項目Iでは、ジェンダーの中の社会規範について、また、中段につきましては、S

OG Iに関して、下段につきましては、差別、それらを盛り込んだらいかがでしょうかというようにご意見をいただきましたので、このような形で修文・追加をさせていただいたところでは。

続きまして、こちらの資料の2ページになってまいります。こちらは大項目2につきまして、女性活躍推進法の説明の補充、また、第3回で中項目の修正がございましたので、こちらの説明の本体のほうに入れさせていただきました。

一旦、中間のまとめの案に戻らせていただきます。画面共有させていただきました。資料第2号の57ページです。こちらの大項目IIに関連しまして、小項目の(4)でございます。「介護者等への支援」ですけれども、説明の中にヤングケアラーを含ませていただいたところでございます。一番下にはヤングケアラーとして、一応、今現在、区の関連部署のほうで出させていただいている説明を出させていただいているところでございます。

またちょっと資料を戻りまして、参考3の3ページでございます。大項目IIIでございます。こちらにも、前回の会議でご意見をいただきました、配偶者だけではなくてパートナーという言葉、キーワードです、また、DVの被害者につきましては、女性だけではないですというところで、そうした現状を反映した表記に修正をさせていただいたところでございます。

また、その関連でこちら、また資料が飛んで申し訳ございません。中間のまとめの83ページの中段でございます。小項目の(2)「貧困等複数の困難を抱える人への各種支援制度の整備」でございますが、こちらは、前回より貧困の要因、ここの説明を更にちょっと詳しくというか、補足をさせていただいたところでございます。

大項目IVにつきましては、前回、皆様にお示しした資料から特段の変更はございません。

あと、全体を通じまして、DVですとかSOG I、アルファベットの表記の全角、半角ですとか、あとグラフの見やすさですとか、こちらは、ご指摘も事前にいただいているのですが、和暦と西暦の統一のルールとかです。そうしたところにつきましては、まずは皆様に内容精査をしていただきたいというところで、その辺の意味合いが変わらない部分につきましては、今後、冊子化に向けまして精査、整理をしてまいりますので、今時点については、ちょっとご容赦をいただきたく、内容について今般ご審議をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

内海崎会長：ご説明ありがとうございました。

それでは、今回の資料送付に対し、事前にご意見をお願いしておりましたけれども、お寄せいただいたご意見がありがたいようですので、続けて事務局よりご説明をお願いいたします。

増田課長: また先ほどと同様、資料を画面共有させていただきます。黒田委員と藤井委員より、ご意見をお寄せいただいております。ありがとうございます。

まず、上から順を追ってご説明申し上げます。

まず、こちら、黒田委員からです。DV加害者に対する支援についても項目として追加をしたらいかがでしょうかというご意見をいただいているところです。ただ、こちらのDVの加害者につきましては、まずは自分が加害者かもしれないと、そもそもご自身が加害者であると認識している方がかなり少ない状況、厳しい状況だと思えますけれども、そこに気付くことができるような啓発が必要だと、担当課としては認識をしているところでございます。計画事業の中の83番の「DV防止に向けた意識啓発の推進」という項目があるのですが、DVの防止について啓発を推進する中で、加害者だと気付かせる周知・啓発も含めて行っていくというふうな事業で考えているところでございます。

続きまして、中学校の制服というところで、こちらは制服の変更とかを事業番号2の「生徒指導の充実」の中で、事業概要に入れるべきと思いますが、どうでしょうかというようなご意見をいただいているところでございます。文京区では、制服というより標準服というような形で言っているところでございますけれども、これまでも教育委員会でも、いろいろな場でご説明申し上げているかと思いますが、各学校がそれぞれの実情ですとか校風又は保護者の皆様ですとか地域の声を踏まえて決めておりますということで、文京区の教育委員会では、そのような形で答えているというところでございます。そのため、区全体の事業としては該当しないのかなというところで、こちらの計画にはちょっと入れられないというか、ちょっと該当しないかなというふうに考えております。

続きまして、こちらは、藤井委員からです。児童・生徒向けのジェンダー平等についてのキャリア教育を行う際の講師の性別にもご留意をというふうなご意見をいただいております。こちらは、おっしゃるとおりで、例えば講座でこういう職業がありますというときに、これが適切か分からないのですが建設業ですとか、藤井委員のほうでもお示しいただいた弁護士の出張のキャリア教育の際も、やはり弁護士さんは男性の方ですよというような意識付けにならないような形で配慮されているというふうなところで書いてくださっています。建設業も男性の方が多いから、男性の職業かなということで、そうしたところも、刷り込みにならないように留意をしたらというふうなご意見かと思えます。私どもの中間のまとめの案で、ちょうど26ページになります、1回ちょっと資料を戻させていただいて、下から3行目辺りです。今、一人一人の個性や能力を尊重した学習や進路選択をすることができるようにと書

いてありますが、ここに学習とありますけれども、学習や進路選択というところに進路と職業選択というような形で、性別に関わりなくキャリアの教育ができるような、そういった記載にちょっと修正をさせていただこうかと考えております。

またちょっと、忙しくて申し訳ございません。画面共有に戻らせていただきます。

続きまして、黒田委員からです。女性の活躍できる社会等はあるのかということでご指摘をいただいております。こちら、申し訳ございません、まず、こちらの社会等の等の位置の部分なのですが、ちょっと直させていただくようになります。こちらが法律の元々女性活躍法の第1条で、「女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする」とございます。そうしたところで社会等というような形の表記をとらせていただいたのですけれども、なかなか社会等という言い方が、ちょっと日本語としてはおかしいのかなというところもございます。ご指摘をいただきまして、ありがとうございます。こちらは、条文の中で、職業生活において活躍できる社会とありますので、職業生活等において活躍できる社会というような形で、今後、表記を改めさせていただければと考えているところでございます。

続きまして、52ページと53ページに同じ表が、実は載ってしまっております。こちらは、53ページのほうのダブっているグラフのほうを削除させていただきます。ご指摘ありがとうございます。

続きまして、藤井委員から意見をいただいております。こちら、コロナ禍のところを取り上げていただいてもいいのではないですかということでご指摘をいただいているところでございますので、事務局のほうで、今後コロナ禍のところを取り入れられたらというところで今考えてはいるところでございます。

最後に、誤表記の部分です。すみません、ちょっとまた戻します。実は、計画の中で家庭の暴力と家庭内暴力ということで、もしかしたら間違いですかということでご指摘をいただいております。こちらは、家庭内の暴力ということで修正をさせていただきますので、ご指摘いただいてありがとうございます。あと、年号と西暦の表記のルールにつきましては、先ほど申し上げさせていただきました。今後、冊子化に向けまして精査をさせていただいて、統一ルールで整理させていただきますので、よろしく申し上げます。

説明は、以上でございます。長くなりましてすみません。

内海崎会長：ありがとうございます。

それでは、ご意見を寄せていただきました、まず黒田委員、補足等がおありになりましたらどうぞ。

黒田委員：説明ありがとうございます。

まず、DVの加害者に対する意識啓発というのを事業概要の中に入れていただけるということで、お願いします。

次に、制服なのですけれども、やはり、生徒とか保護者から、ちらちら変更したほうがいいという話が出るのですが、何せ少数の意見なので、ちょっと言い方悪いのですが、消されてしまうような感じで、なかなか進まないというのが現状です。これをやろうと思ったら、一番早いのは、上から通達という形で言うのが早いのかなと思っていて、下から、生徒会とか保護者、PTAから変えるというのもすごく難しいのです。何せ3年しか中学生はいませんので、生徒会の活動時期でやっても半年ぐらい、1年あるのですかね。前期、後期で変わったりしますので、すごく短い時間で変えるのはすごく難しいので、ちょっともやもやした気持ちでいます。

以上です。

内海崎会長：ありがとうございます。

制服については、とても難しい。おっしゃるように、上から通達ということですが、多分、教育委員会がその問題に取り組むという意識を持っていただければ、かなり早く動くだろうと思います。ですので、教育委員会の構成がどうなっているか、そこに実際にどういう委員がいらっしゃるのかということで、そこからの働きかけ、学校の中から生徒たちが上げていくというのは、保護者を巻き込んでもなかなか難しいと思いますので、むしろ教育委員会に問題を提起するという形のほうが、学校教育制度を見ると、早いかもしれません。

ただ、男女平等参画推進計画の立場から言いますと、例えば、SOGIハラの問題もありますし、社会的なそれだけではなくて、障害持ったお子さんの問題もあつたりしますので、制服については、もっと広い視点で考えていくという意味で、計画のどこかに入れるということは、どこに入るのかなと思って、今ずっと考えていたのですけれども。働きかけをするのであれば、教育委員会に対して、こういったことをやってほしいと、ジェンダーエクスペリションですか、性表現に関しての平等を進めるような指導計画を教育委員会に要請するという方法があり得るかなと思いました。

それを具体的に事業としてどうするかというか、事務局から直接、こういう意見が出ているので、教育委員会で何か対応ができないかというようなことを言うていただくことの可能

性はあるかなと思いました。ちょっと教育委員会のスタンスが関わってくるので、教育委員会の縛りまでは、この基本計画でなかなか難しいのかなというふうに思っております。ただ文京区は、教員研修をマニュアルに基づいてやっていらっしゃるの、そこに入れ込むという手もあるかもしれません。

ほかの委員の方はいかがですか。制服の問題ですが、何か提案があれば。

斎藤副会長：斎藤です。今の会長のご意見もともとで、私も賛成です。やはり、制服に関しては、選択肢を広げるというところをこの計画で何かしらプッシュできたらいいなと思っております。

内海崎会長：大城委員が手を挙げてくださいましたね。

大城委員：先ほど、所管の行政の方もおっしゃっていたのですけれども、制服ではなくて、あくまで標準服だというお立場だとは思いますが、標準服であって、それを制服として強制はしていないと言ってしまうと、正直、いや、みんな標準服しか着ていないから。標準服から外れた服装をして、果たして学校に行くのかということがあるのですよね。標準服以外の服装で学校に来る子を受け入れるということは、要するに多様性を尊重することになるわけなので、その多様性を尊重するために、標準服以外の服装で学校に来て問題がないのだということのを改めて確認しなければいけないのだと思うのですが、いかがでしょうか。

内海崎会長：おっしゃるとおりだと思います。ヒアリングをするということですね。

牛嶋委員、どうぞ。今、手を挙げていらっしゃいましたよね。

牛嶋委員：牛嶋です。私も、実は十中（文京区立第十中学校）のPTAの会長をしているのですけれども、さっきの標準服という話ですが、標準服というのは、基本的にはあまり、十中だけかもしれないのですけれども、そんなに着なければいけないことというのは余りなくて、実際はほとんど着ていません。ちゃんとした服は、そもそも着なければいけない機会というのが非常に少ないのが、うちのところだとそうになっています。なので、みんながそうだということではないのです。ちょっとまた、話は変わりますが、今、結局、標準服としてうたわられているものの種類が少ない。大体2種類か、女子のスラックスが加わるぐらいしかないというところで、まずそこをやっぱり種類を例えば、4種類ぐらいは用意するとか、そういうような感じで変えていったほうがいいのかと個人的には思うんです。あと、やっぱり先ほどもありましたけれども、その生徒のほうもそんなに長くいないから、継続的な議論というのがそもそも難しいというのがあります。例えば、校長とか副校長も服に関しては、基本的に自分で決めているわけではないわけで、元々決まっているものの後は変えられるのは運用を

どうするかという程度になってしまいますので、全体としてちゃんと多様性を尊重できるような方針をやっぱり出していかないと、なかなか変わってはいかないんじゃないかなというふうに思います。

内海崎会長：ありがとうございます。ということなので、事務局はどうでしょうか。標準服とは言えども、結局は標準服以外の服装をすることがほぼ不可能な状況では、選択肢を増やしていくとなると、多分これの教育委員会の予算はどうするんだというかもしれません。牛嶋委員がおっしゃるように4種類も作ったらその予算はどうするんですかとなり得るし、ですから、事務局として何か対応できる方策はお考えつきませんか。難しいですか。

吉岡総務部長：吉岡です。この制服の議論は、議会のほうでも様々言われていたりしているところではありますけれども、教育委員会としては、それについては、標準服なのでというような回答が主です。恐らくこの計画の中にその部分をというのは、教育委員会としては、きっと駄目だろうなというふうには素直に思っていて、それは、学校のほうで校長が決めますというようなスタンスにはなってしまうと思いますので、具体的には学校や、教育委員会のほうに、例えば、PTAのほうから言っていただくとか、そういったほうが区側から言うよりも、よっぽどご意見としては通るんだろうなという気はしております。

内海崎会長：おっしゃるとおりだと思います。我孫子市の我孫子市立我孫子中学校がジェンダーレス制服を導入したことについても教育委員会へPTAから、いろいろ問題が起きたというか、いろいろあったので、PTAの方たちが申入れをしたという経緯がありますので、学校長の裁量というのは大きいですから、そうしますと学校長が裁量でジェンダーレス制服を導入しようというのを決定したようなんですね。

ですから、先ほど申し上げたように、教育委員会に直接PTAが何かの働きかけをするということのほうが早いのかなと思います。ただ、議会で議論がされているということですので、ちょっとその議論を活用していくというのも有効かもしれません。ちょっと事業に入れるのは難しいですか。項目に入れるのは難しい。

吉岡総務部長：はい。性自認及び性的指向の関係ですと、対応方針の中には学校のところについては、児童生徒等への対応ということで、既定の制服について標準服や体操着、水着など男女で異なる場合は、子どもの申出によって希望するものの着用を認めることを検討するというような表記はありますので、できてそこまでかなという気はしております。

以上です。

内海崎会長：ということは、そこを根拠に計画が進んでいくときに教育委員会にどうなってい

るのかということでヒアリングを重ねて、積み重ねていくという方法もありますね。

吉岡総務部長：そうですね。おそらく性自認が男女で分かれる方については、そういったことということなので一般の男性がスカートをはきたいですとかというのは、なかなかこの中の対応指針からは、ちょっと離れてしまうかもしれないんですけども。

内海崎会長：原委員、すみません。次に副会長にします。原委員、先に手を挙げられたので、原委員どうぞ。

原委員：原です。

制服の標準服以外のものですね。着てくるときの子どもと先生のやり取りなんですけれども、私が相談現場で聞いた話なんですけど、その子どもに何日以内に自分がこの服を着たくないという理由を書いて持ってきてほしいと。そうしたらそれを読んで検討してみんなで話し合うからみたいな、そういうことを言われたんだそうですね。

ところが、その子は、まだ小学校の高学年ぐらいで、それから中学生もいるんですけども、まだそういう年代というのは、自分のことをどう書けばいいのかというのもなかなか分かりづらいし、今度書いたとしてもそれがカミングアウトを強要してしまうということになりかねないんですよ。書いたとしてもそれを周りが大げさに取り過ぎて、もうすごく回りが、こうだって、ああだってと言ってどンドンどンドン拡散しちゃって、本人は、取りあえず書いてみたというだけなのかもしれないし、その辺がすごく難しいって言っていました。

それで、子どもでもやっぱり何人かもう既にそういうふう言われて困っちゃっているって。結局出してこなかったから、じゃあ、おまえ、違うんじゃないかみたいなことを言われて、何か結局駄目だったみたいなことで泣いて訴えているなんていう子もいたりするので、そこは、やはりあまり何なんだ、性障害なのか違うのかみたいなね。やっぱりそういうものではなくて、その人の感覚を聞いて、そしてこういうのを着ると何か学校に行きたくなくなっちゃうとか、そういう排除要因があるので、その着られない要因があるので、そっちを聞いてもらえればいいのかというふうに思います。困りごとのほうを聞くということで、本人のアイデンティティを聞くというのは、ちょっと難しいことになるというふうに思います。だから、それを区としてどういうふうにすればいいのかというのは、私もそこまでは分かりませんが、取りあえず状況をご説明しておいたということです。

内海崎会長：副会長、お願いします。

斎藤副会長：原委員、ありがとうございます。現場の状況を教えていただいて。この計画の中に、区の事業として立てないけれども、それをどこまで書き込むかというのは、やっぱりそ

の個々の項目を話し合うときに、皆さんで決定していくものだと思うんです。今回、標準服の問題にしても、私としては、やっぱりその多様性の尊重というところで、その現場で子どもたちが押し付けにならないような形でバックアップするようなことを計画に是非盛り込めたらいいと。

それは、事業としてではないかもしれないんですけども、この項目の例えば、最初のところの一つやっぱり学校の標準服に対しては、一義的には、教育委員会の管轄であるけれども、この計画の中では、多様性の尊重というところで生徒の選択を尊重するように教育委員会に期待するとか、というような何と申しますかバックアップ的なことを書き込めないのかなと思っています。

内海崎会長：ありがとうございます。大城委員、手が挙がっていますのでどうぞ。

大城委員：今の副会長のお話を受けてもあるんですが、この委員会として事業に盛り込むことは難しかったから提言としてはまとめて、それを示しましたみたいなどころまで今年度議論を進めることとかというのは難しいんでしょうか。

内海崎会長：事務局いかがですか。

増田課長：今、いただきました提言としてまとめるというところ、なかなか難しい。今、いきなりお話をいただいたところでございますが、ただこちらの会議体のご意見というのは、毎回皆様のほうにご確認をいただいております。要点記録として公に出てくるものでございます。当然、提言というよりもそのまま皆様がおっしゃられている会議体としてのご意見、それぞれのご意見としてきちんと公に明示をされているところでございます。私ども事務局といたしましても、教育委員会のほうに、このようなご意見をいただいているというところで、先ほど原委員からもございました困りごと、逆に選ばせるというよりも、その中で様々な状況を勘案しながらそれぞれの多様な性というところで尊重しながら対応するような教職員の対応指針もございますので、そうしたところで事務局といたしまして、こちらの会議体の総意として示していけたらと思っておりますのでございます。

大城委員：ありがとうございます。原委員から先ほどお話がありましたとおり、学校現場で起きていること、相談の内容から分かることというのが多様性を尊重するような姿勢とはちょっとずれた状況が実際にあるということでした。その状況下において、中学校になれば3年間しかないPTAが何かをまとめ、そして教育委員会に上げていく、そのこと自体の難しさというのはご理解いただいて、今後も何か議論がされていければいいなというふうにはすごくPTAから出てきている者としては思います。お願いいたします。

内海崎会長：千代委員、どうぞ。

千代委員：文京区女性団体連絡会の千代です。

感想になるんですけども、子どもたちがもう大きくなったので学校の状態というのはとても分からないんですが、先生方のLGBTQに対する勉強会というか、そういう認識ってどれぐらいあるのかなと思ったり、その標準服というとまあみんな制服だと思って着ていて、夏服、冬服を着て行きますけれども、楽と言ったら楽ですよ。毎日考えなくていいから。それで、これだけLGBTQのことが世の中で一杯お話をされていて、すごく取り上げられていますよね。だから、学校へ行ったときにそういう子たちの着替えの場所とか、トイレのこととか本当に学校は今考えてくださっているのかなとすごく疑問に思って、学校全体の中の教師がどれぐらい理解しているかなというのがすごく思いました。

前にちらし1枚、女子中学生だけ渡してというのが、渡してもらえなかった案件から考えて、そんなことを考えない、頭ごなしにそんなことで蹴られているんじゃないかなと思って、それでLGBTQの子たちは特に優しくったり、とてもナイーブな子が多いと思うんですけど、そこら辺の対応というのは、例えば、スクールカウンセラーがいるとかいっても、そこまで考えられないと思うんですよ。だから、教師の学校での受け止め方、あと着替えや何かの対処の仕方って、今どうなっているのかなと思って、とても今心配していました。

以上です。

内海崎会長：ありがとうございます。事務局、どうぞ。

増田課長：すみません。ご意見を皆様いろいろありがとうございます。先ほどからいただきましたご意見につきましては、要点記録として公に出るところです。PTAの皆様ですとか生徒さん、年々成長とともにお子さんの成長とともに人の入替えが激しいというところですが、ただ、この記録につきましては、ずっと残ってきますし、会議体についても残って引き継がれているところがございますので、今後もここでいただいたご議論、内容というのは、教育委員会のほうも当然知るところで、また区民の皆様も知るところでございます。その重要性についてもご認識をいただけることと、私どもも思っているところです。

また、教師へのそうしたところの指導ということなんですけれども、前段で、重点項目の中で皆様に内容を成果としてご審議をいただいております。教育現場における性的指向及び性自認における困難と対応についてはということで、教員向けに講座、研修を重ねているところがございますので、私ども区側、教育委員会も含めまして、そうした努力は重ねているところがございます。

ただ、当然、まだまだ足りないところがあるかと思いますが、区といたしましては、先にも申し上げております対応指針、こちらのほうを引き続き皆さんにより遵守というか、徹底していただくような形で担当課としては進めてまいりたいと思います。

内海崎会長：ありがとうございます。ちょっと一言だけ、制服の問題なんですけれども、PTAの3年間の中で、PTAがそれを問題化して取り上げるのはとても難しいという現場の声は、重々承知しております。

また、先ほど男子生徒がスカートをはきたいということなんです。我孫子市立我孫子中学校でジェンダーレス制服になりましたら、それまで学校に登校できなかった子どもたちが、登校できたという実績がございます。その子がマイノリティかどうかはちょっと分かりません。マイノリティでなくても、スカートをはきたい男性はいますし、パンツをはきたい女性はいるだろうというふうに推測をいたします。全てがマイノリティの問題ではないと思います。エクスプレッションと言って表現の問題ですので、どんな身体表現を選択するかというのは、一人一人が選択できることが当然のことだろうというふうに思います。そういうことを前提とするのであれば、この副会長がおっしゃっていた、どこかに何らかの形で多様性を尊重するという意味で、表記を何とか入れていただくという工夫をお願いするのが、今のところできそうなことかなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。事務局、可能ですか。もう作ってしまった文言で大変申し訳ないんですけれども。

吉岡総務部長：そのところは、会長からそういうご発言もありましたので、事務局とその辺については、きちんとご議論をさせていただいて、どういった形でできるのかというのは議論してまいりたいなというのは思います。具体的に、今どういった形でというのはないので大変申し訳ないんですけれども。

内海崎会長：それは、また一緒に検討してまいりましょう。副会長もいらっしゃるので、会長、副会長でなるべく事務局と相談をして適正な文言を何とか盛り込むという方向で。

吉岡総務部長：教育委員会のほうの当然意見等もあるかと思いますが、その辺も十分こちらのほうでも把握をしながら、所管のほうとご相談はさせていただければと思います。どういふふうになるか分かりませんが、すみません、そういうことで。よろしく願いいたします。

内海崎会長：よろしく願いいたします。それでは、藤井委員からもいろいろご意見をいただいていたんですが、ちょっと間が空いてしまいましたけれども、藤井委員はいかがですか。

藤井委員：主に2点、たしかコロナ禍の部分ですね。コロナ禍を受けての今般の計画の発報のタ

イメージなのでそれを受けてということで、特に形式上、書き加えてほしいというよりは、おそらくいろいろな事業に取り組みられていると思うので、それが引き続き今後も行われるように、特に家庭内でやはり問題が増えている、そういった部分への対応を変えてほしいというのが一つ目の意見です。

もう一つは、キャリア教育の部分です。結局学生に向けての部分は、私はすごく意識を持っているので、そこはよく言っていると思うんですけども、結局そういうことをやるんですが、弁護士って今女性の志望者が少なくて、そこに問題意識を持っているんです。

多分、私たちの仕事が素敵に見えていないのかなというのもあるけれども、ただ、多分実際になるのに結構年数がかかるとか、費用が掛かる、いろんな面でやっぱり男女と聞くと投資が男子にはできますが、女子にはできない。そういったところもあるけれども、ただ、若い人に対してイメージを持たせるときに、キャリア教育でいくと、本当に無意識にしているとやっぱり男性ばかりになっちゃうことってあるので、無意識の意識を育てたいというところですね。

でも、今はまだそこが定着していないので、意識的に必ず女性を入れようと。一人だったら男性になっちゃうんだったら、二人入れていけばいいじゃないか。先ほど町内会長のお話もありましたが、そういうところをあえて、あえてやっていく積み重ねが大事だと思うので、是非計画の中として考えてもらえたらなと思って意見を出しました。よろしくをお願いします。

内海崎会長：ありがとうございます。事務局から回答をいただいたところですけども、今後その対応をしていただけるということなので、また、推進会議としても確認を取ってまいりたいと思います。

それでは、事前にいただいた質問に対しては、以上ですが。それ以外で資料第2号の中間のまとめですが、推進計画の全体を通じて、ご意見をお願いしたいと思います。それぞれこの部分でということで大項目のⅠ、Ⅱ、Ⅲ、これが主なご検討をいただく内容になるかと思えます。事前にお送りして、ご意見もいただいておりますので、それ以外のものをお願いいたします。

伊東委員、どうぞ。

伊東委員：すみません。質問なんですけれども、私の不勉強で見方が分からないんですが、49ページの家庭における役割分担とか、「主に自分」とか、「主に配偶者又はパートナー」って、主に自分が女性ではないんですか。自分というほうの性は、いろいろということですか。すみません。

内海崎会長：事務局、どうぞ。

増田課長：こちらの表なんですけれども、今、伊東委員のほうからいただきました「主に自分」と、次に「主に配偶者又はパートナー」というところで、上は項目なんですけど、その下を見ていただきますと、女性と男性ということで分けさせていただいています。炊事・洗濯・掃除などの家事をするのは、自分なのかというところは女性の方が多いですとか主に「配偶者とかパートナー」ですということで、その網掛けの種類を示させていただいて、こういった表記で出させていただいているんですけれども。

内海崎会長：伊東委員、よろしいですか。

伊東委員：ちょっと分かりにくいというか、下を見れば分かるのは分かるんですけれども。

吉岡総務部長：吉岡です。

ここは、調査の集計をしているところで、元々調査では、家庭における役割分担で、炊事、洗濯、掃除などの家事ということで、それについて主にやる方はどなたですかというご質問をして、お答えは主に自分か、それとも配偶者かというので上の表の右から左に幾つかの項目を選択をしていただいています。ご回答をいただいているのは、女性の方ですとか、男性の方、それぞれ561人とか371人ですので、それをクロスしているという形になりますので、女性の方が主に自分というところの77.2%は、自分である女性がやっている。男性のところは、主に自分ということであれば、家庭の中で男性がやっているというお答えをしている人が34.0%です。そういうような回答の集計になります。

伊東委員：はい、分かりました。最初から分かってはいるんですけれども、何か分かりにくいな。すみません。女性がほとんど家事をやっているとか、そういうことは、そうですね。

内海崎会長：これは、多分調査票の設計の仕方だと思います。回答者に属性を聞いていますので、その属性でクロスをするというやり方をしているので、それで主に自分という、何かちょっとあれと思うようなところが出てきてしまって、下を見ないとどっちなのかが明確に出ないので、見やすさという点では確かに伊東委員が本当にこれで見やすいんだろうかという意味で、ご指摘のとおりだと思います。ただ、これは、調査票の設計上どうしてもこういう記載になるのではないかなというふうに思います。

伊東委員：ありがとうございました。

内海崎会長：ほかにいかがですか。はい、千代委員、どうぞ。

千代委員：89ページのUN Women日本事務所さんのところなんですけれども、ジェンダー平等推進に向けて取り組むってあるので、私たち男女平等センターとしてもすごく期待をしている

機関で、やっぱり国連のこととか世界的なお話を伺いたいと思うんですが、なかなかお目にかかることもできないので、もう少し何か区に対して関わっていただけることってできないんでしょうか。

男女平等センターで、すみません、こんなことを申し上げていいのか分からないんですけども、やっぱりもうちょっと関わっていただければ、私たちの勉強にもなると思うし、委員の中からもお話が出ていて、いつも鍵が閉まっていて全然関われない状態です。国連だから入れないというのはとても分かるんですが、やっぱりもうちょっと情報をいただいたり、勉強会をさせていただいたりすることは無理なんじゃないでしょうか。

内海崎会長：事務局、どうぞ。

増田課長：今、ご意見をいただいたところですよ。現在、UN Women日本事務所は、日本にありながら国際機関というところがございます。新型コロナウイルス感染症の影響で、所長を始め職員も出社というんですかね、なかなか来られないと。国連本部の指示、指導に基づいて対応方をしているので、所長自身ずっと日本にいらっしゃるわけではなく、活動されて世界各国にいらっしゃる状況です。日本にお戻りいただきますと、実は14日間、2週間入ってこられない、自宅ですとかそういったところも入国の制限がかかっている状況でなかなか活動がままならない。約2年間ほどそのような状況になっているところです。

ただ、私どもダイバーシティ推進担当とUN Women日本事務所のほう連絡は取らせていただいております、先般も打合せをする中で、実は公には言っていないんですが、文京区のいろんな学校から実は講演というか、説明をしてほしいとか、そういったご依頼があったときには、ほかの自治体とかは、実はお断りを、スケジュールの都合にしているんですけども。文京区につきましては、こういう状況も文京区の施設に構えさせていただいているということで、人数が例えば少なく2、3人であっても優先してお受けをしていますよというお話はいただいているところです。

なかなか今は、新型コロナウイルス感染症のそういった状況もございますので、千代委員がおっしゃるように講座、表立って活動していただくというのは、かなり厳しいんですが、例えば、Zoomですとか、そういったオンライン、そうしたところでご要請はまずはお話をさせていただくことは可能だと思っております。今いただきましたご意見につきましては、UN Women日本事務所のほうにはお伝えをさせていただきたいと思っておりますけれども、ただ、すぐご対応できるかというのは、状況もございますので、そうしたところでお伝えをしていきたいと思っております。

また、UN Women日本事務所は、今電気がついていませんが、そういった状況でございますので、ご理解をいただければと思います。

内海崎会長：ありがとうございます。ほかの項目、大項目ですけれども、ご意見がおりになればどうぞ。

大城委員、どうぞ。

大城委員：先ほど、伊東委員から分かりやすさに関してご指摘があった、令和2年9月実施の区民調査の図表にまとめられたものなんですけれども、これは、実際図表がその後も並んでいる数に対して、これの説明というのが結構少ないですかね。見ていると、その後も表が並んでいて、その点は狙っている何を伝えたいのかと、並べているこの表がどうかというもののバランスっていかがでしょうか。

内海崎会長：はい、事務局、どうぞ。

増田課長：今回入れさせていただいたグラフなんですけれども、ちょっと先ほどのご説明の中でも申し上げました。大項目の中で例えば、区民調査からということで入れさせていただいたものというのは、その文章だけではなくて、実際にグラフを入れるということで大項目、つまり課題として捉えているものの、こちらが調査結果なんですということで、今般そのグラフを入れさせていただいているところです。

全体的なグラフの見やすさについては、伊東委員からご指摘をいただきました。今中間のまとめの案というところで、グラフはこういうものを入れたいということでお示しをされていて、バランスがなかなか取れていないところです。

見やすさですとか、表記の統一につきましては、冊子に向けて精査・整理をしてみたいと思いますので、今のようなご意見があればいただければと思います。より多くの区民の皆様に見やすく、理解しやすいような冊子にしてみたいので、ご意見を是非いただけると助かります。ご指摘ありがとうございます。

内海崎会長：ありがとうございます。グラフだけぼんぼんって続くと、前段に説明があってもなかなかそれが結び付かないということだろうと思いますので、何らかの工夫をしていただけるといいのかなと思います。一言説明を入れるとか、何かそういう工夫が必要でしょうということだろうと思います。ありがとうございます。

ほかは、いかがでしょうか。

牛嶋委員、どうぞ。

牛嶋委員：牛嶋です。STEM教育のところを読んでいて、いわゆる理工系チャレンジみたいな、

簡単にいうと理系に進む女子が増えるようにという取組だと思うんですけども、最近は何かやっぱり理工系というだけで参加のハードルが上がっちゃっている部分というのが、やっぱりどうしてもあるかなと思っています。

今って、割とそういう分野の壁みたいなのとか、例えば今、データサイエンスとか言われていますが、私も一応そっち側の人間なんですけれども、結局やっぱりどんな分野にも入ってくる部分だったり、例えば、人工知能とかそういうのって、結局理工系とかに関係なくどんな分野でもやっぱりもう入り込んでくるものになってきています。例えば、女性が割と多い栄養士だったり、何か健康とかそういう分野とかでも、人工知能とかデータサイエンスみたいなのって結構入り込んでくるようになってるので、何かそういう理工系に進むからというんじゃないくて、もうちょっと広い意味でいろいろ数学だったりとか、情報だったりとかそういうのを全てのこれは男性女性問わずですけども、進めていってほしいなと思っています。

もうちょっと、理工系に限らず、結果的に理工系のほうに、やっぱりいろんなところで必要だというのが分かると、理工系にいこうかなという人も結果的に増えてくれるのかなと思っているので、その辺のそういう講座みたいなので余り理工系にこだわらないような工夫とか、そういうハードルを下げるような取組を何かしてもらえたらいいなというふうに思っています。

計画としては、そういうふうに入れるのは難しいかもしれないんですが、方向性としてそういうふうにいってもらいたいなと考えています。

内海崎会長：ありがとうございます。今、教員養成にもデータサイエンス、AIですとかが入ってきます。来年の4月からですね。教職課程を取る学生の必修科目になりますので、今大学はそれを準備するので大わらわになっております。

ちょっと私も感想ですが、ほかに……。

森委員：森ですけども、いいですか。

内海崎会長：はい、森委員、どうぞ。

森委員：今のSTEMは、私に関係があるのかなと思って、私は、これはこれでいいかなと思うんですが、今、お話になったことですね。このグラフは、ここにも書いてあるように、学校基本調査法による分類だからちょっと現代の学科とか、それから学部とはちょっと合わないところがあるんですね。分け方としてですね。

一つは、こういう理工系の学会というのがあって、その学会の連合体で男女共同参画学

協会連絡会というのあって、やっぱりこの問題を2002年スタートですから、もう19年、私は、2004年からずっと運営委員をやっていますけれども、もう今は連合体で100を超える。理工系ですね。この中で、やっぱりこのグラフで見たら分かりますように、理学とか工学というのは、資格の裏打ちがないんですよ。資格の裏打ちがないと、やっぱり保護者の人が不安になるんじゃないかなと思います。これはだから女子でもですよ。

その不安になる一つの原因は、推測ですが、そのいろんな人たちがその後どういうふうなキャリアを築いているかというのが、やっぱり数が少ないから、保護者の人とかそれから例えば、進学担当の人が文系の先生だと困るんですよ。知らないからね。知らないというか、先生が原因じゃないんですよ。その理工系の先生だったら、お仲間にいるんだけどね。例えば、文系の先生が進学担当についたら、ご自身が知る機会がないからということで、この男女共同参画学協会連絡会は、もう19年にわたりますが、本人たちもさることながら、周りの大人の方々にこの理工系を選んだ人たちのその後を伝えていくという活動は、もう18年ぐらいやっていますけれどもね。なかなかやっぱり上がらないというのも事実で、難しいなというふうに思っています。

どういうふうにしたらいいのか、どういうことをしたらいいのかというのは、だんだん分かってきました。例えば、非常にビックな人、著名な人を呼んでくるでしょう。著名な人を呼んでくると、それは素晴らしいんだけど、やっぱりその人と私が違うよねというのがあって、もうちょっと自分たちに近い人たち……。

私たちの男女共同参画学協会連絡会のベテランというのは40代までで、中学生、高校生から見て、やっぱり50、60のエスタブリッシュされた先生たちはもちろん憧れではあるんですが、なかなか自分たちの延長線上では考えられないんじゃないかなと思います。やっぱり大学、大学院生、ベテランで40までで、もうそれ以上超えると、やっぱり社会が違って、育ってきた。だからもう僕なんて論外ですね。私の成功体験なんていうのは語るなって言われていますけれども。50、60をもう違うっていうんですね。

ただ、いまおっしゃっていたように、じゃあ、文京区でこういうことを、千代委員もおられる文京区女性団体連絡会は、非常に努力されてきたんですが、一番難しいのは、せっかく企画するんだけど、なかなか。中学生を対象にしているんですが、それは、何でかという、小学生対象の例えば、こういう理科とかいろいろサイエンスのイベントなんかをすると1対1ぐらいで来るんです。それで、中学生はどこに隠れているのか分からないんだけど、高校に上がってみると、もう男子も女子もやっているし、小学校までは結構関心を持

つんだからということは、中学校に何か原因があるんじゃないかなというのは疑っています。

やっぱり、皆は、中学校で落ちていくんですよ。ある研究者が、單元ごとに大体を調べると、やっぱり物理とか、もうはっきりいうと分かっている、電気と磁石が出てくるとどんと落ちていくらしい。だから、やっぱり目に見えないものを抽象化させる單元が出てくると、男子も女子も落ちていくと。

じゃあ、ここをどうするかというね、一つは、やっぱりその化学とか技術なしに私たちは生活できないにもかかわらず、自分たちのスマートフォンが何で動いているのかとか、そんなことは分からなくてもいいじゃないかということをおとなが言っちゃっている。

もっと関心を持とうよみたいなね。それは、もう理工系マニアの僕たちは横に置いておいて、やっぱり多くのおの人がこういう自分たちの技術を支えていることに関心を持てるような、おとなも持てるようなイベント、だから、おとなが関心を持てないようなイベントでは、子どもも関心を持てないと思います。

よくあるシチュエーションで例えば、小学校とか中学校とか、何か理科イベントをやるでしょう。そうすると、ついて来ているおの人は、スマホを見ている。それは違うでしょう。あなたも、でもそれはどっちが悪いかというと、悪い原因は、やっぱりおとなも子どもも入り込めるような、理工系に入り込めるような企画にしないといけないというのは、反省点ですね。まだまだ努力が足りないと思っています。

その辺りが今18年間やってきて、僕だけじゃないですよ、努力が足りないというのは。まだまだ理工系の我々が、皆さんにこれだけ技術が大事だと言いながらも、なかなか多くのおの人に関心を持てるようなアプローチができていないというのは、本当かなとは思いますがね。

以上です。

内海崎会長：ありがとうございます。長年の取組でご苦労なさっている様子がよく分かります。

森委員：だから実っていません。反省点ばかりですね。

内海崎会長：反省点。はい。それでは、今日の審議の時間というのが7時半まででございますので、あと10分弱しかございません。是非というご意見、このところを、後ほど事務局にいただいてもよろしいんですけれども、できれば、ここでお気づきの点がございましたら、ご意見をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、今日、いろいろご意見をいただいておりますが、この計画の項目に直接ではなくて、その前の黒田委員からのご指摘から派生した多様性をどう尊重していくのかということ

の一つの例として、制服の問題が挙がってまいりましたけれども、その議論等も踏まえまして、事務局で更に表記の問題ですとか、図表の見やすさですとか、説明についてですとか、そういったことについて加筆修正をお願いすることになります。それでは、今後の流れについて、事務局より説明をいただけますでしょうか。

増田課長：こちらの今ご審議をいただきました中間のまとめの案の今後の流れでございます。この後、11月の下旬に区議会のほうにこちらを中間のまとめの案として図らせていただきます。そちらを経まして、区民説明会、日程としましては12月8日と12月11日を予定しております。区報の11月25日号、また、ホームページで周知を予定しているところでございます。パブリックコメントにつきましては、12月7日から翌年の1月5日までを予定しているところでございます。

中間のまとめの流れにつきましては、以上でございます。

内海崎会長：ありがとうございます。審議の時間、議論の時間が限られておりましたので、委員の皆様、またお気付きの点、ご意見がおありになりましたら、事務局にお願いしたいんですが、いつぐらいまでをお願いすればよろしいですか。

増田課長：こちらですが、ご意見につきましては、先のメールのほうでもご案内を申し上げております。ちょっと日にちが短くて恐縮でございます。10月18日の月曜日まで事務局のほうにメールでお寄せをいただけたらというところでございます。

内海崎会長：はい、分かりました。それでは、会議後、皆様からお寄せいただいた意見ですとか、それから区議会にかかりますので、議会での意見についての修正等、区民説明会、それからパブリックコメントで示す中間のまとめについては、最終的には私とそれから副会長で確認をさせていただきたいと思っておりますので、よろしゅうございましょうか。

ありがとうございます。

千代委員：すみません、一つPRをしてもよいでしょうか。

内海崎会長：はい、どうぞ、どうぞ。

千代委員：すみません。男女平等センターのちらしが皆様のお手元にいかなかったんですが、10月23、24日、男女平等センターまつりをやりまして、ジェンダー関係の子どもから読める絵本展とか、あとは、世界の怒っている女性たちのポスター展、なかなか見られないものを展示したり、映画は、閉め切っちゃったんですけれども、是非おいでいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

内海崎会長：ありがとうございます。絵本はたくさんあるんですね。見ると本当に素敵な絵

本がたくさんありますので、是非お時間がありましたらいらしてください。

大城委員の手が挙がっています。はい、どうぞ。

大城委員：ありがとうございます。今年度の男女平等参画推進会議が始まったときに、全体のスケジュールに関して検討させていただき、パブリックコメントや区民説明会の在り方について、その際議論はさせていただいたと思うのですが、性自認や性的指向に関して自らがオープンにせずともパブリックコメント、区民説明会に参加できるようなしつらえというのは、区のほうでその後ご検討をいただいておりますでしょうか。確認になります。

内海崎会長：事務局、お願いします。

増田課長：パブリックコメントのご意見をお寄せいただくときに、その男女ですとか、そういったところのお示しは特段いただかないというところではしているところなんです。あと、区民説明会のほうなんですけれども、直接区民の皆様の方にご説明を申し上げたいというところで、会場のほうをご用意をして対面でさせていただくところがございます。ただ、同時並行でパブリックコメントは、インターネットを通じまして、対応させていただきますので、その辺のところは満遍なく対応をさせていただくところがございます。

内海崎会長：大城委員、どうぞ。

大城委員：引継状況が弱いなど今お話をお聞きして思ったんですけれども、区民説明会に関しては、このように男女平等参画推進会議自体がオンラインで行っているという状況を見ていただければお気づきいただけるんですが、傍聴されている方々もそうですし、その説明会に参加されている方々は、オンラインであれば自分が何であるかを示さずともその説明会に参加することができる。これは、オンラインであることの良さだねということを、今年度初めに発見しておりますので、その点引継ぎがされてないようでしたら一度ご検討をいただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

内海崎会長：事務局、いかがですか。

吉岡総務部長：年間で、計画は様々な部署でも作っているんですけれども、パブリックコメントを取る期間が大体同じようになっていて、12月の初旬ぐらいから1月の初旬ぐらいということで、幾つかの計画を策定している途中なんですけど、その中で今のところ対面での区民説明会の説明をするのは、この計画の改定だけです。

当然そこでは、いらっしゃる方の性自認は当然問わないですけれども、それについて、今のところ区としてオンラインでそれをやろうというところまでは、なかなか動きと言いますか、そこまでの技量というのはちょっと持っていないところです。その代わりとして、パ

ブリックコメントは、いただいた意見に対して区の考え方というのをまとめてホームページ上に公開するという手続になっておりますので、実際来ていただくのと同じような感じで意見を言っていただいて回答等も得られるということになります。それを主に、対面の形と、あとオンラインと言いますか、デジタルツールを使った意見の提供、回答という感じで二本立てでやっておりますので、当面はその形で進めたいというふうに思います。

内海崎会長：大城委員、首をひねっていますが。

大城委員：いいえ、何かありましたよね、この話。各委員は、覚えていらっしゃるよね。

内海崎会長：はい。

大城委員：しましたよね。

内海崎会長：しました。はい。

吉岡総務部長：そこまでは、今の状況の中ではなかなか取り入れるのは、ちょっと難しいなと、思っているのが事務局です。

内海崎会長：ちょっと難しいということですね。

大城委員：残念です。

内海崎会長：次回に期待しましょうか。原委員が手を挙げていらっしゃるので、原委員どうぞ。

原委員：私のほうは、宣伝なんです。よろしいですか。

内海崎会長：どうぞ、どうぞ。はい。

原委員：ここは読めますかね。

内海崎会長：見えます。見えます。

原委員：見えます。

内海崎会長：もうちょっと引いたほうがいいのかも。そのくらい。はい。

原委員：これは、他区との共同事業になるんですけれども、世田谷区さんとです。世田谷区の男女共同参画センターでずっと何年か相談員研修をやってまいりまして、できるだけ広く相談員の皆さんに知ってもらって対応できるようにしてもらおうという、それが一冊の本になって10月の末に刊行されます。「性的マイノリティサポートブック」、かもがわ出版と、多分本屋さんにも並ぶと思います。

それを思い出したらちょっとぺらぺらとめくってみて、是非周りの皆様は、何か必要な皆様に勧めただければと思います。大変内容は割ときめ細かく対応をしている本ですので、相談員にとっては非常に力になる内容だと思います。よろしくお願いします。

内海崎会長：ありがとうございます。それで、ほかになれば審議は全て終了いたしましたの

で、次第の3その他といたしまして、事務局から連絡事項があると思われまので、お願いいたします。

増田課長：今まで様々なご意見をいただきましてありがとうございました。ただいま会長、副会長のご確認というところでご一任をいただきましたこちらの中間のまとめの案でございます。こちらのほうにつきましては、修正させていただいた後にパブリックコメント、区民説明会にお示しする前に委員の皆様にお送りをさせていただければと考えております。

連絡事項としては、3点ございます。

まず、1点目、スケジュールでございます。

次回第5回目となります。こちらが、令和3年度の最初の会議となります。日にちにつきましては、メールで資料をご送付させていただいた際に記載させていただいておりますが、令和4年1月21日の金曜日、15時から一応17時までのオンラインによる開催を予定させていただいております。年明けとなりますがご予定をいただきたくよろしくをお願いいたします。正式な開催通知につきましては、後日追ってご連絡を申し上げますので、よろしくをお願いいたします。

また、先ほど申しあげました本日の審議につきましての追加のご意見がございましたら、お手数ではございますが10月18日の月曜日一杯に、事務局までメールにてお寄せをいただきたく存じます。

2点目でございます。こちらの推進会議の公募委員の募集でございます。現在、委員の皆様が来年度の3月までというところになっております。したがって、今後の区報12月25日号で、来年度からの推進会議の公募委員の募集記事を掲載する予定でございます。詳細につきましては、記事をご覧いただきたくよろしくお願いいたします。

3点目でございます。

こちらは、少し宣伝になります。前回の会議でジェンダー平等について、勉強の機会がというようなご意見、お話がございました。今般、緊急事態宣言解除に伴いまして、11月20日2時から4時で、男女平等センターにて早稲田大学の名誉教授の浅倉むつ子先生をご講師にプラスワンセミナーといたしまして、今らしを持ってきてないんですけれども、「女性の権利を国際基準に！～どうなっているの？日本のジェンダー平等～」という講演が確定をいたしましたので、この場でお知らせをさせていただきます。

今、12月25日号で公募委員というところでお話をさせていただいたんですが、記事のスペースの状況で、12月10日号になる可能性があるということで係のほうからお伝えするように

とありましたので、それを含めましてお伝えをさせていただきました。

連絡事項につきましては、以上でございます。

内海崎会長：ありがとうございました。

それでは、これもちまして令和3年度第4回文京区男女平等参画推進会議を終了いたします。そうしますと、来年は1月ですので、ちょっと早過ぎますけれども、よいお年をですかね。この後お会いできないんですよね。でも、千代委員、私はなんか研修会を依頼されていたような気がするんですけども、後でちょっと残っていただいていたいいですか。

千代委員：分かりました。よろしく申し上げます。

内海崎会長：お願いします。それでは、次回年明けになります、次回もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。ご協力いただきましてありがとうございました。